

10月下旬に

組合員の皆さんへ

「資格情報のお知らせ」をお届けします

マイナンバーカードの保険証利用に伴い、現行の保険証（組合員証）は令和6年12月2日以降発行されなくなります。医療機関等で皆さんに安心してマイナンバーカードを保険証（組合員証）としてご利用いただけるよう、共済組合の資格情報とマイナンバーの下4桁を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。

交付の目的

「資格情報のお知らせ」は、現行の保険証（組合員証）からマイナ保険証※への移行により資格情報の確認が困難になることから、ご自身で共済組合の資格情報を簡易に確認できるよう、組合員および被扶養者全員に交付するものです。

今回送付する「資格情報のお知らせ」は、共済組合に登録されているマイナンバーの下4桁を含めた資格情報をお知らせする一回限りの通知で、情報の正確性を担保し全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証としてご利用いただけるようにすることを目的としています。

※健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード。

「資格情報のお知らせ」が届いたら、 内容をよく確認して、大切に保管してください

「資格情報のお知らせ」は、共済組合の組合員および被扶養者であることを証明するものです。医療機関等でマイナ保険証が使えない場合などに必要になりますので、大切に保管してください。

「資格情報のお知らせ」の見かた

1

あなたの共済組合の
資格情報です

内容を確認し、誤りがあれば共済
組合へご連絡ください。

3

あなたのマイナンバーの
下4桁です

ご自身のマイナンバーと異なる場
合は、共済組合へご連絡ください。

見本

2

スマートフォンでも
資格情報を確認できます

二次元コードからマイナポータル
にログインすると、共済組合の資
格情報をスマートフォンの画面で
も確認・利用できます。

4

点線で切り取り、カード型の「資
格情報のお知らせ」として利用で
きます。

※イメージは実際にお届けするものと若干異なる場合があります。

「資格情報のお知らせ」は マイナ保険証で資格確認ができないときにも使用します

医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で資格確認ができない場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示して受診できます。



令和6年12月2日以降は現行の保険証(組合員証)が発行されなくなります

マイナ保険証で 医療機関等を受診してください

医療機関や薬局では、マイナ保険証での受診が基本となります。

ただし、令和6年12月2日時点で発行済みの保険証(組合員証)については、経過措置として令和6年12月2日以降1年間は使用可能となる予定です。

マイナ保険証をお持ちでない方は

マイナ保険証登録をしていないなどマイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」が交付される予定です。

「資格確認書」は有効期限がありますので、お早めに登録をしてマイナ保険証をご利用ください。



※イメージです。

マイナ保険証の 登録方法



医療機関等で
医療機関や薬局の顔認証
付きカードリーダーから
お申込みできます。



スマートホンなどを利用して
マイナポータルから
お申込みできます。

他にも
セブン銀行ATMでも
お申込みできます

お問い合わせ先 情報管理課 ☎048-822-3309